

# 実習指導概論



主催：〇〇社団法人 〇〇社会福祉士会

協力：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

# はじめに

「地域共生社会の実現」に向けて求められるソーシャルワーク機能を発揮できる社会福祉士を養成することを目指し、2019（令和元）年6月28日、厚生労働省より「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」が公表され、2020（令和2）年に関係法令・通知が発出されました（すべて厚労省HP掲載）。

その内容を踏まえ、**2021（令和3）年度より新たな社会福祉士養成課程に基づく養成教育が開始**されています。

---

**実習指導概論**はこれら一連の改正内容を踏まえて構成されています。

# 本科目のねらい

**実習指導概論**では、新たな社会福祉士養成課程の全体像を踏まえた上で、**ソーシャルワーク実習・実習指導に係る総論的な内容を扱います。**それは、実習マネジメント論・実習プログラミング論・実習スーパービジョン論の導入として位置づけられるものです。本科目は**実習指導者に求められる基本的考え方や制度上のルールなど、実習の受け入れに関わる重要事項**について理解することを目的としています。



# 本科目の内容

01

## 第1節

ソーシャルワーク専門職である  
社会福祉士の**役割**と**意義**

02

## 第2節

ソーシャルワーク実習の  
制度上の**枠組み**と**意義**

03

## 第3節

ソーシャルワーク**実践**と  
ソーシャルワーク**実習**

# ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士の役割と意義

 テキスト pp. 3～18

1. ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史
2. 社会福祉士国家資格制度の概要
3. 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向
4. ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

# 1 ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史

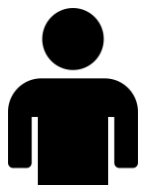
📌 1950(昭和25)年 生活保護法(現行法)  
社会福祉主事設置に関する法律 ……※

補助機関として**社会福祉主事**が**制度化**

※1951(昭和26)年に廃止

📌 1951(昭和26)年 社会福祉事業法

福祉事務所に**社会福祉主事**の配置を**義務化**



社会福祉主事

福祉三法に関する事務を行う  
(👉 のちに福祉六法へ)

# 1 ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史

## 1960年代の職能団体

■ 日本ソーシャルワーカー協会

■ 日本医療社会事業協会  
(現 日本医療ソーシャルワーカー協会)

■ 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会  
(現 日本精神保健福祉士協会)



ソーシャルワーカーの身分や資格、  
教育制度に関する確立を求める活動を展開

# 1 ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史

## 政府による福祉専門職に関する検討

■ 1969(昭和44)年 中央社会福祉審議会での検討開始

■ 1970(昭和45)年 新 経済社会発展計画(佐藤内閣)

■ 1971(昭和46)年11月  
中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会より

社会福祉専門職員の充実強化方策としての  
社会福祉士法制定 **試案**

 社会福祉の**全分野**にまたがる**専門職制度**として提示



# 1 ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史

## 「試案」の概要

- 1 社会福祉士は**名称独占**の資格とする  
(一部の職種は事実上の業務独占とすることを要求)
- 2 社会福祉士**単独**での国家資格化を提案
- 3 社会福祉士制度を**2段階**で構成(一種・二種)

社会福祉関係者の中で合意形成を得るに至らず



1976(昭和51)年5月に**白紙撤回**  
(資格創設は見送り)

# 1 ソーシャルワーク専門職の国家資格創設前史

## 社会福祉士制度創設までの流れ

1986(昭和61)年 **第23回 国際社会福祉会議** (東京)

👉 これを契機に福祉専門職の国家資格創設の動きが加速

1987(昭和62)年3月 **福祉関係三審議会 合同企画分科会**

👉 「福祉関係者の資格制度について」(意見具申)

1987(昭和62)年5月 **社会福祉士及び介護福祉士法** 成立

👉 国家資格として社会福祉士制度が創設  
社会福祉士の英訳は「**Certified Social Worker**」

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### (1) 資格取得ルートと社会福祉士の法的定義

#### 社会福祉士及び介護福祉士法 第2条

「第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」

\* 赤字部分は2007(平成19)年の法改正で追加

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

👍 社会福祉士資格は **名称**独占(第48条)

しかしながら…



ソーシャルワーク実践を担う専門職業人  
であろうとするならば、社会福祉士資格は  
**必須条件**といえる

「社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書」  
(2018年、以下「社保審報告書」)のタイトルからも確認できる！



「**ソーシャルワーク専門職である社会福祉士**  
の役割等について」

👉 実質的な**業務**独占へ向けた歩みが重要

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### (2) 社会福祉士の登録者数・就労状況

- 登録者数：約**30**万人 ※2025(令和7)年2月末現在
- 行政機関、相談機関、福祉施設・事業所、医療機関、NPO・NGO、独立型等でソーシャルワーク実践を展開
- 地域包括支援センター ➡ 法律上 配置が**義務化**

### 📌 今日における社会福祉士の活躍の場の広がり

教育分野、司法分野、自殺防止や依存症への支援、社会的排除や孤立・ひきこもり・生活困窮者への支援、災害時の支援、性的マイノリティや外国人への支援など

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### (3) 2007年 社会福祉士養成課程の見直しの要点

#### 社会福祉士に求められる能力

1 直接援助  
機能

2 媒介的  
機能

3 地域福祉  
増進機能



これまでの養成教育では社会福祉士として求められる高い実践力を身につけることができていないのではないかな？

社会保障審議会福祉部会からの意見

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### CHECK! 📢 養成課程の見直しにおけるポイント

実践力のある社会福祉士の養成を確保していくため

**「実習の質の担保及び標準化が図られるべき」**

であることが指摘された

#### 実習に関する主な変更点

- 実習担当教員 1 名につき学生は20名以内
- 実習指導者要件の厳格化 → 次のスライドで説明
- 実習は一の実習施設において120時間以上行うことを基本
- 大学等における週 1 回以上の定期的巡回指導の義務化

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### CHECK! 実習指導者要件の厳格化

 テキストP.8の⑦:新たに設けられた実習指導者の要件

社会福祉士資格取得後 **3** 年以上の **相談援助業務経験** があり、国が指定する実習指導者講習会を修了した者(原則)

専門職及びその養成教育  
にとっての重要な条件

 「自己再生産システム」 が制度的に担保された

「社会福祉士が社会福祉士を養成する」仕組みの確立



## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

👉 テキストP.8の①～⑩の内容

2021(令和3)年度施行の新カリキュラム → 変更は⑨のみ

前回(2007年)の改正

実習は一の実習施設において120時間以上行うことを基本とする

今回(2020年)の改正

実習は一の実習施設において180時間以上行うことを基本とする

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

### (4) 認定社会福祉士制度と日本社会福祉士会の生涯研修制度

✚ 2006(平成18)年12月

社会保障審議会福祉部会

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」

👉 「**専門社会福祉士**(仮称)」の検討について指摘

.....

✚ 2007(平成19)年12月

社会福祉士および介護福祉士法の改正

👉 「**専門社会福祉士**」の検討に関する付帯決議

## 2 社会福祉士国家資格制度の概要

2つの内容を受け…

日本社会福祉士会は**専門社会福祉士研究委員会**を設置

2011(平成23)年10月

**認定社会福祉士認証・認定機構** 設立

👉 認定社会福祉士制度の運用が開始

### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向

#### (1) 地域共生社会の実現

複雑化・複合化した  
生活課題／ニーズ



対象者別・機能別の  
公的支援では  
**対応困難**



福祉改革の基本コンセプト  
「**地域共生社会の実現**」(ニッポン一億総活躍プラン、2016年)

### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向

#### 「地域共生社会の実現」とは・・・

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、支え手側と受け手側の区別を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指すもの

※市町村における総合的な相談支援体制

2025(令和7)年を目途に全国展開を図ることを目指す

### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向

「地域共生社会の実現」に向けて総合的かつ包括的な支援やその体制構築を担うことができる専門人材の養成・確保は**国家的課題**

ソーシャルワーク専門職である**社会福祉士**に対する社会的かつ政策的期待の高まり

2019(令和元)年  
社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し

### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向

#### (2) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法改正のポイント

##### ✦ 2016(平成28)年改正

- ・ **社会福祉法人の地域貢献に関する責務**(第24条2)

##### ✦ 2017(平成29)年改正

- ・ 市町村が**包括的支援体制づくり**に努める旨を規定

##### ✦ 2020(令和2)年改正

- ・ **重層的支援体制整備事業**の創設  
※伴走(型)支援の実施

### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向





### 3 社会福祉士養成教育の背景としての福祉政策の動向

✦ 参議院 厚生労働委員会(令和2年6月4日)での附帯決議

**重層的支援体制整備事業**は介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担う

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、**社会福祉士**や**精神保健福祉士**が活用されるよう努めること

**ソーシャルワーク専門職**である**社会福祉士**への期待

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### (1) 福祉人材確保専門委員会報告書(社保審報告書)

2019(令和元)年の教育内容等の見直し直接的な影響

👉「**地域共生社会の実現**」を踏まえた内容

#### 社会福祉士が担う今後の主な役割

①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や、②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築を進め、その後の運営推進において中核的な役割を担うとともに、新たに生じるニーズに対応するため、**ソーシャルワーク機能を発揮すること**

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割



### ①の体制構築で求められる主な役割

アウトリーチなどにより個人やその世帯全体の生活課題を把握するとともに、分野別、年齢別に縦割りとなっている支援を多分野・多職種が連携して当事者中心の「丸ごと」の支援とし、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりと連動して、必要な支援を包括的に提供していくためのコーディネートを担うこと

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### ②の体制構築で求められる主な役割

地域住民に伴走しつつ、

- ・地域住民等と信頼関係を築き、他の専門職や関係者と協働し、地域のアセスメントを行うこと
- ・地域住民が自分の強みに気づき、前向きな気持ちややる気を引き出すためのエンパワメントを支援し、強みを発揮する場面や活動の機会を発見・創出すること
- ・グループ・組織等の立ち上げや立ち上げ後の支援、拠点となる場づくり、ネットワーキングなどを通じて地域住民の活動支援や関係者との連絡調整を行うこと

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### ①②の体制構築に加えて求められる役割

個別の相談援助のほか、自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生など、幅広いニーズに対応するとともに、教育分野におけるスクールソーシャルワークなど、様々な分野においてソーシャルワークの機能を発揮していく役割を果たすこと

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### これらの役割を担うために必要な教育内容①

社会福祉士が、個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、**分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築**し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネートや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える能力を習得できる内容とすべきである。

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### これらの役割を担うために必要な教育内容②

自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生などの場面においても、社会福祉士に期待がされており、ソーシャルワークの基本を習得することを土台として幅広い福祉ニーズに対応できるようにするための実践能力を習得できる内容とすべきである。

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### (2)「地域共生社会の実現」に向けて求められる ソーシャルワークの機能

1

複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

2

地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能



# 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- ・地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
- ・地域全体で解決が求められている課題の発見
- ・相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- ・相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
- ・アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
- ・相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
- ・必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案
- ・地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
- ・地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
- ・包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
- ・包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整
- ・相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
- ・包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

# 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- ・潜在的なニーズを抱える人の把握、発見
- ・ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- ・地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- ・個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化
- ・地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出
- ・地域住民のエンパワメント(住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援)
- ・住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援
- ・住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等の間の連絡・調整
- ・地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成
- ・見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案
- ・「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

## 4 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割

### ✧ ソーシャルワークの24機能の位置づけ

- ① 「**地域共生社会の実現**」のために新たに提示されているものではなく、ミクロ・メゾ・マクロの各レベルにおける**ソーシャルワーク実践に**従来から存在している機能である
- ② 養成課程における教育内容等の見直しは、学生が24の機能を発揮できる実践能力を習得できることを念頭においている
- ③ ソーシャルワーク実習は、その学習過程において最も重要な位置を占めている

# ソーシャルワーク実習の 制度上の**枠組み**と**意義**

 テキスト pp. 19～29

1. 令和元年 社会福祉士養成課程における教育内容等の  
見直しの要点
2. 厚生労働省通知におけるソーシャルワーク実習・  
実習指導の内容
3. ソーシャルワーク実習を2ヶ所以上で行う意味

# 1 令和元年 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの要点

★ 2019(令和元)年6月

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し 公表

★ 2020(令和2)年3月

関係法令・通知等 発出

2021(令和3)年度～

2024(令和6)年度～

新カリ 適用

4年制大学等

教育時間

合計 **1200** 時間

※従来から変更なし

新カリ

国家試験

スタート



# 見直し後の社会福祉士養成課程の全体像

ソーシャルワークの方法及び実践の理解(480時間)

②①ソーシャルワーク  
演習  
(30時間)

②②ソーシャルワーク  
演習(専門)  
(120時間)

②③ソーシャルワーク  
実習指導  
(90時間)

②④ソーシャルワーク  
実習  
(240時間)

講義で学んだ  
知識と技術  
の統合

## 講義・演習・実習の循環

実習体験を  
元にした  
総合的な能力  
の習得

ソーシャルワークの基盤及び理論と方法の理解(240時間)

④④ソーシャルワーク  
の基盤と  
専門職  
(30時間)

④⑤ソーシャルワーク  
の基盤と  
専門職(専門)  
(30時間)

④⑥ソーシャルワーク  
の理論と  
方法  
(60時間)

④⑦ソーシャルワーク  
の理論と  
方法(専門)  
(60時間)

④⑧社会福祉  
調査の基礎  
(30時間)

④⑨福祉サ  
ビスの組織  
と経営  
(30時間)

人間と社会及びその関係性の  
理解(90時間)

①医学概論  
(30時間)

②心理学と  
心理的支援  
(30時間)

③社会学と  
社会システム  
(30時間)

複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援の理解

(240時間)

⑧高齢者  
福祉  
(30時間)

⑨障害者  
福祉  
(30時間)

⑩児童・  
家庭福祉  
(30時間)

⑪貧困に  
対する支援  
(30時間)

⑫保健医療  
と福祉  
(30時間)

⑬刑事司法  
と福祉  
(30時間)

⑦地域福祉と包括的支援体制(60時間)

社会福祉の原理や基盤の理解  
(150時間)

④社会福祉の  
原理と政策  
(60時間)

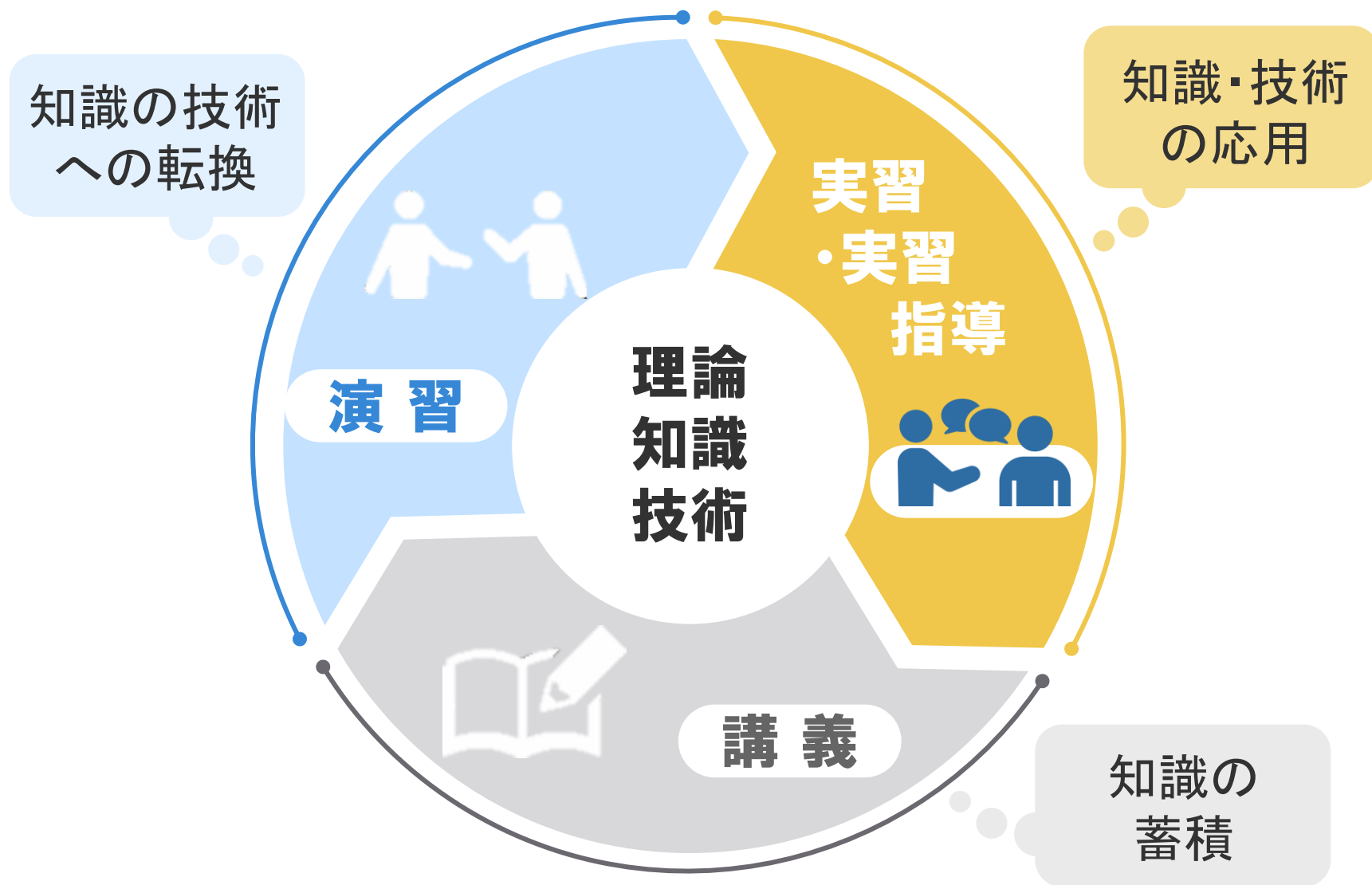
⑤社会保障  
(60時間)

⑥権利擁護  
を支える法制度  
(30時間)

|                      |
|----------------------|
| ①医学概論                |
| ②心理学と心理的支援           |
| ③社会学と社会システム          |
| ④社会福祉の原理と政策          |
| ⑤社会保障                |
| ⑥権利擁護を支える法制度         |
| ⑦地域福祉と包括的支援体制        |
| ⑧高齢者福祉               |
| ⑨障害者福祉               |
| ⑩児童・家庭福祉             |
| ⑪貧困に対する支援            |
| ⑫保健医療と福祉             |
| ⑬刑事司法と福祉             |
| ⑭ソーシャルワークの基盤と専門職     |
| ⑮ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) |
| ⑯ソーシャルワークの理論と方法      |
| ⑰ソーシャルワークの理論と方法(専門)  |
| ⑱社会福祉調査の基礎           |
| ⑲福祉サービスの組織と経営        |
| ②①ソーシャルワーク演習         |
| ②②ソーシャルワーク演習(専門)     |
| ②③ソーシャルワーク実習指導       |
| ②④ソーシャルワーク実習         |

# 1 令和元年 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの要点

## (1)「講義－演習－実習」の学習循環



# 1 令和元年 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの要点

## (2)「相談援助」から「ソーシャルワーク」へ

従来のカリキュラムでは「**相談援助**」という言葉を使用

- ★ 実践現場においても「ソーシャルワーク」という表現は市民権を得ている
- ★ 社保審報告書においても「相談援助」に代えて「ソーシャルワーク」という表現を使用



新カリキュラムでは科目名に「**ソーシャルワーク**」を使用



# 1 令和元年 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの要点

## (3) 教育内容等の見直しの主な事項(実習以外)

### ①「地域福祉と包括的支援体制」(60時間)の創設

👉 包括的な相談支援体制の構築に関する分野横断的横串し科目

### ②ソーシャルワークの講義と演習で 精神保健福祉士との**共通科目**を新設

### ③「更生保護制度」から「**刑事司法と福祉**」へ変更

👉 **15**時間から**30**時間へ増加(精神保健福祉士と共通)

### ④大学等においても全ての指定科目を必修化

### ⑤精神保健福祉士との共通科目が**11**科目から**13**科目へ →**420**時間から**510**時間へ増加 (詳細は厚労省HPを参照)

## (4) 教育内容等の見直しの主な事項(実習)

①実習の時間数を180時間から240時間に**拡充**し、  
2以上の実習施設・機関で実習を行う

 1の実習施設・機関で180時間以上の実習が基本

※介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者を含む)が社会福祉士養成課程において実習を行う場合、60時間を上限に実習を免除

②実習を行う施設等について、相談援助業務の実務経験として認められる施設等と同等にする(拡充)

## 7 実習に関する事項

- (1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が大学等において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。
- (2) **ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること。**
  - ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。
  - イ 180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。
- (3) **精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること。**
- (4) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。
- (5) **各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。**
- (6) 実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了したものであること。
- (7) ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。
- (8) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
  - ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
  - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
  - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。
- (9) ソーシャルワーク実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。

## (1) 実習に関する事項

✦ 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正について

(令和2年3月6日元文科高第1122号・社援発0306第23号)

👉 「指針」の(2)(3)は新たな内容(前のスライドで説明)

- ・巡回指導、実習指導者の要件、実習指導者1名あたりの実習生数は5名までは変更なし

👉 テキスト p. 21 参照

## (2) 実習の「ねらい」と「教育に含むべき事項」

- ✦ 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について  
(令和2年3月6日社援発0306第21号)

👉 240時間の実習で網羅すべき内容を提示

👉 テキスト p.23参照

## 【ねらい】

①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。

③生活上の課題(ニーズ)に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した**支援計画の作成、実施及びその評価を行う。**

④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

## 【教育に含むべき事項】

実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。

①利用者やその関係者(家族・親族、友人等)、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成

②利用者やその関係者(家族・親族、友人等)との援助関係の形成

③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価

④利用者やその関係者(家族・親族、友人等)への権利擁護活動とその評価

⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解

⑥**当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ**

⑦**地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解**

⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際(チームマネジメントや人材管理の理解を含む。)

⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解

⑩**ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解  
アウトリーチ、ネットワーキング、コーディネート、ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーション、ソーシャルアクション**

ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

### (3) 実習指導の「ねらい」と「教育に含むべき事項」

- ✦ 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について  
(令和2年3月6日社援発0306第21号)



90時間の実習指導で網羅すべき内容を提示

👉 テキスト p.25参照

## 【ねらい】

①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。

②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。

③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、**ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。**

④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。

## 【教育に含むべき事項】

次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。

①実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。）

②多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習

③実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解

④実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解

⑤実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解

⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解

⑦実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解

⑧**実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価**

⑨巡回指導

⑩実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成

⑪実習の評価及び全体総括会

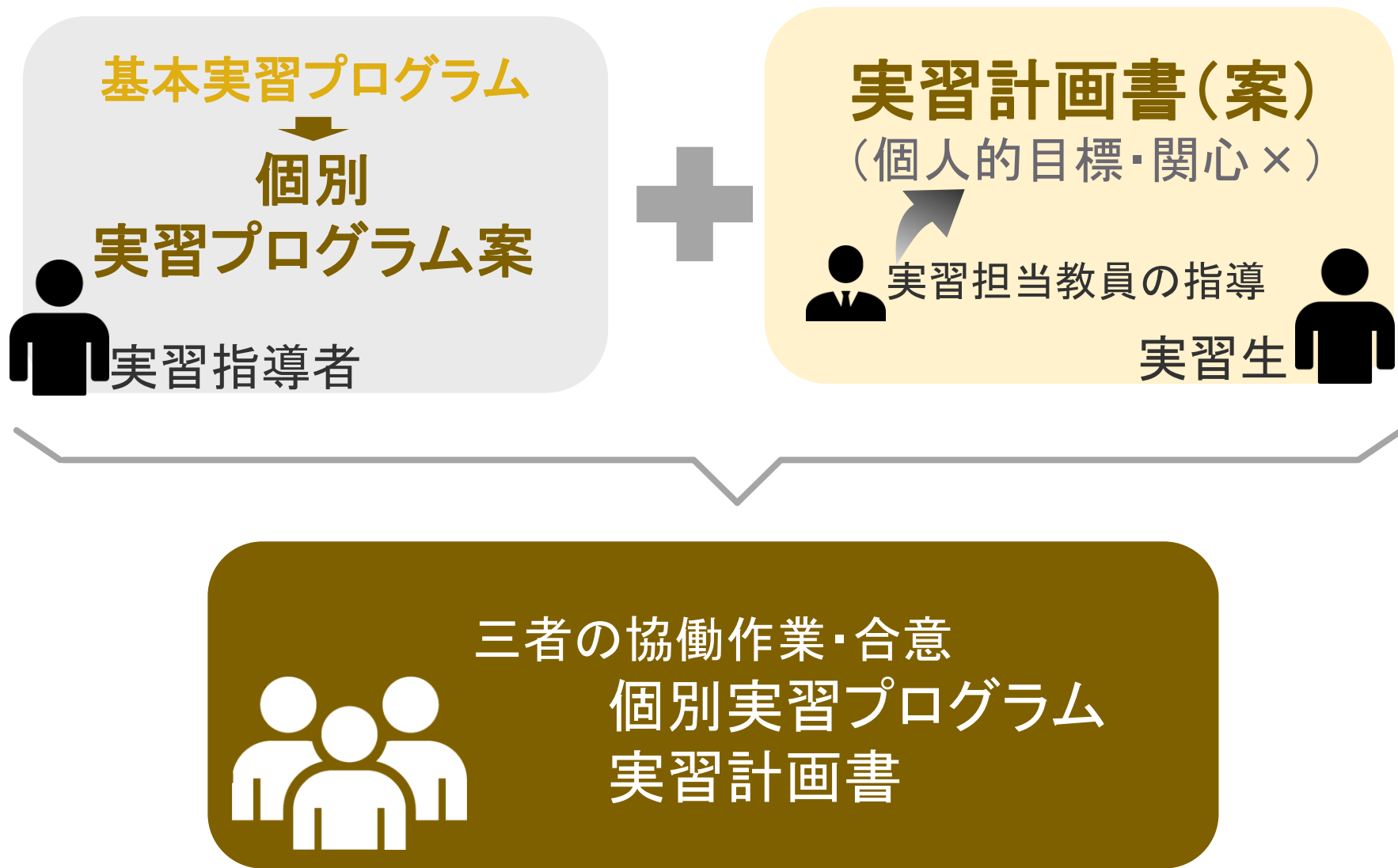


## (4) 実習の「ねらい」「教育に含むべき事項」と 実習プログラミング

👉 **ソーシャルワーク実習**に求められること

「教育事項①～⑩」の内容について実習施設・機関の分野・機能の違いにかかわらず、実習生が全ての項目を学ぶ(経験する)ことができること

実習指導者は、自らの所属先において「教育事項①～⑩」を網羅する「基本実習プログラム」を用意する必要がある





基本実習プログラムを実習指導者である社会福祉士が用意できることの意味

1

所属先である実習施設・機関は、複雑化・複合化したニーズや制度の狭間に生じている生活問題へ対応すること

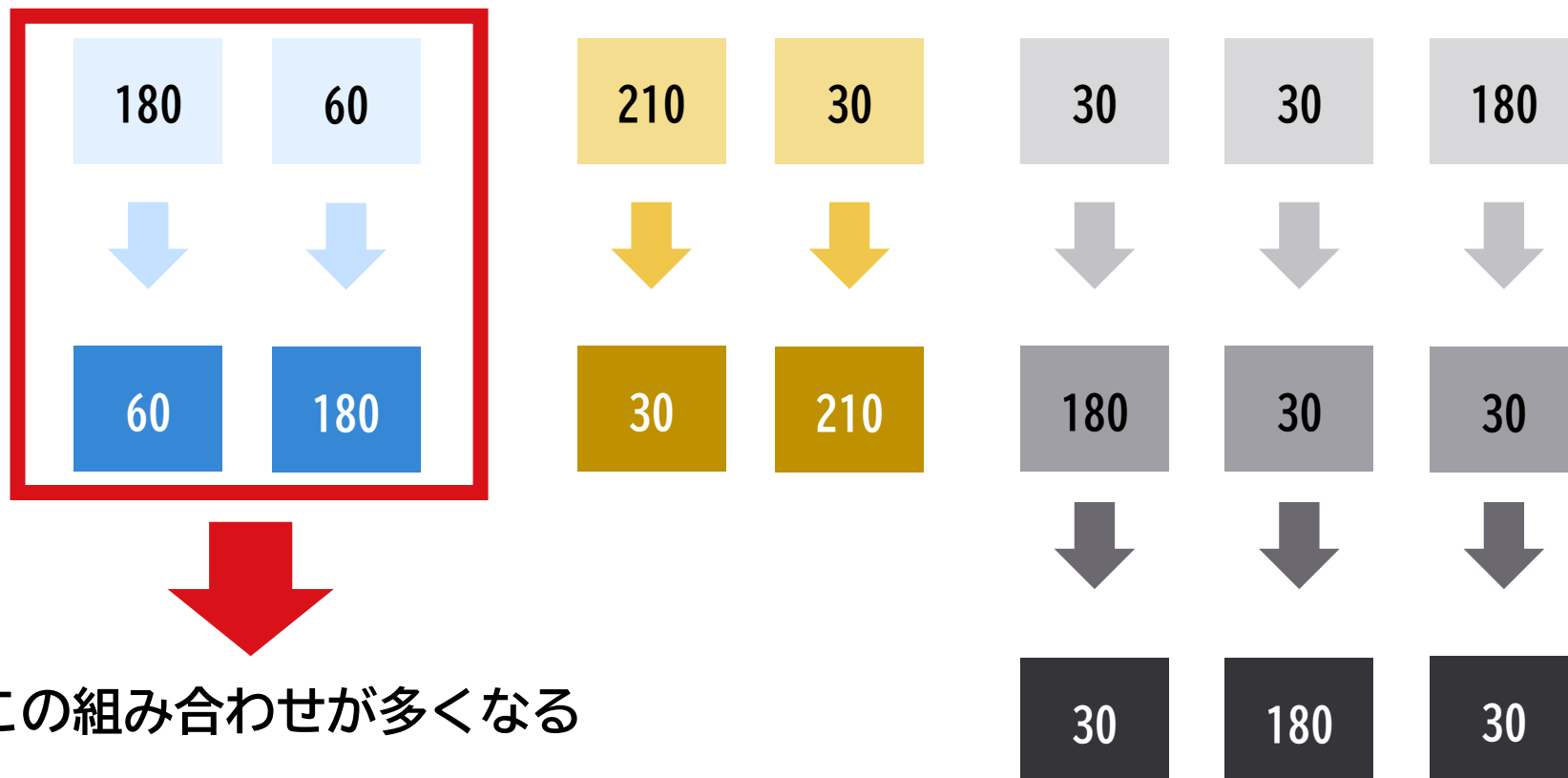
2

そのために包括的な支援体制の一翼を担うこと

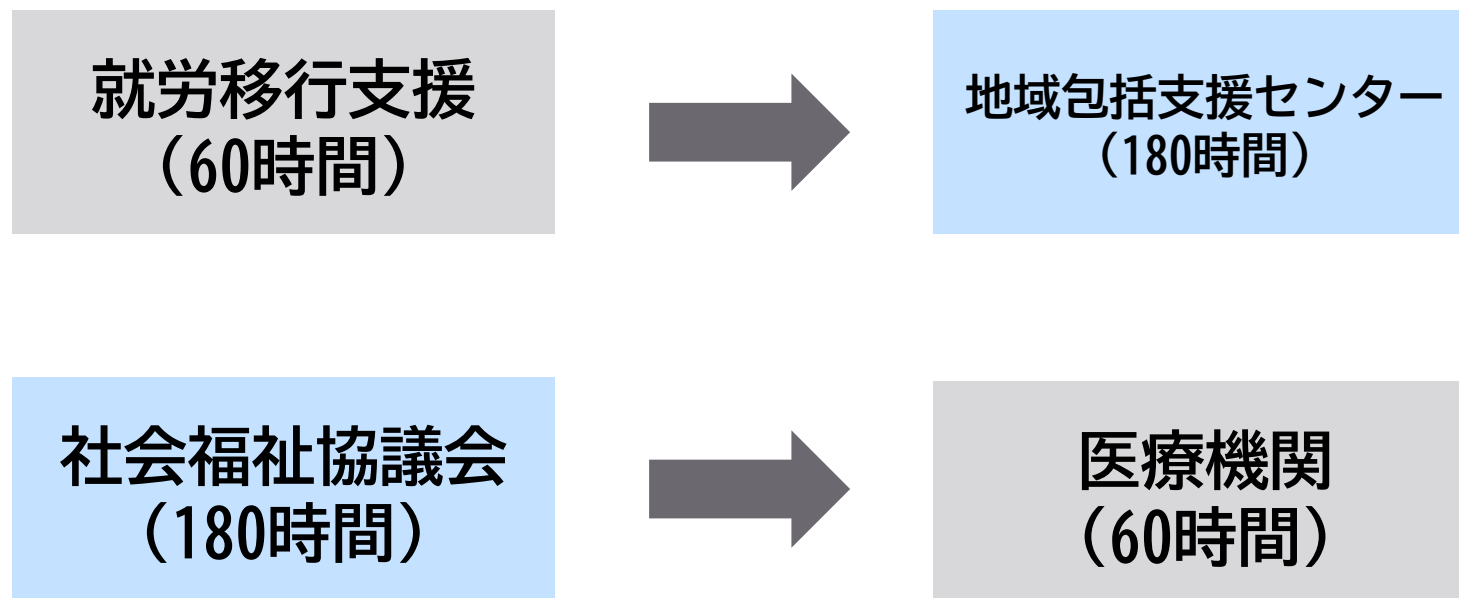


**地域共生社会の実現**に向けて求められる役割を**組織**として果たしていくことにもつながる

## 📌 ソーシャルワーク実習の実施パターン

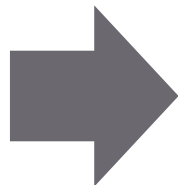


✦ 例1：施設・事業所の機能が異なる（対象が異なる）



✦ 例2: 主たる対象は同じであるが、  
施設・事業所の機能が異なる

児童養護施設  
(30時間)



児童相談所  
(180時間)



児童自立支援  
施設  
(30時間)

特別養護老人  
ホーム  
(180時間)



老人保健施設  
(30時間)



老人デイサー  
ビスセンター  
(30時間)

✦ 例3: ひとつの施設・事業所において、  
実習期間を2つに分けて行う

福祉事務所  
(120時間 + 60時間)



救護施設  
(60時間)

障害者支援施設  
(30時間 + 30時間)



医療機関  
(180時間)

### 3 ソーシャルワーク実習を2ヶ所以上で行う意味

1 実習生が複数の実践現場での実習を経験することによって、**多様な場・形態で存在するソーシャルワーク実践**を理解すること

👉 従来、多くの実習生は配属された1つの実習施設・機関での実習経験からソーシャルワーク実践を理解しなかった

◆ 2ヶ所以上での実習を行うことにより、実習生は多様なソーシャルワーク実践に直に触れる機会を得ることが可能

◆ これを、ソーシャルワークの魅力を伝えるチャンスと捉えていくことが重要





### 3 ソーシャルワーク実習を2ヶ所以上で行う意味

2 ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は**分野・領域の違いにかかわらず共通性がある**ことを理解すること

👉 社会福祉士養成課程は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士を「**ジェネラリスト**」として養成することを志向

- ◆ ジェネラリストとしての社会福祉士を養成する教育課程の要がソーシャルワーク実習
- ◆ 実習指導者は、スペシフィックな実践や実習内容をジェネリックな視点から実習生へ説明する力が必要
- ◆ それは「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士像」の伝達にも寄与する



# ソーシャルワーク**実践**と ソーシャルワーク**実習**

 テキスト pp. 30～42

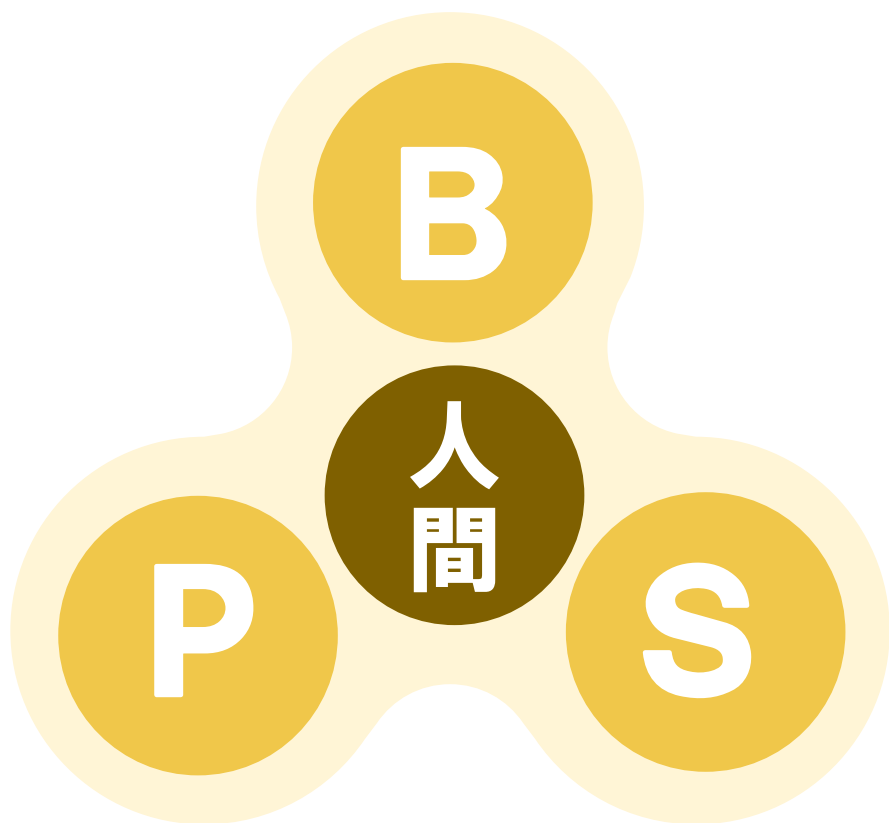
1. 現代におけるソーシャルワークとは
2. ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造
3. 実習指導者である社会福祉士に求められる役割
4. 実践現場にとっての実習受け入れの意義

# 1 現代におけるソーシャルワークとは

## (1) BPSモデルとジェネラリスト・ソーシャルワーク

### ソーシャルワークの基本的視点

👉 人間を「状況のなかの人」として捉える



**B:** 生理的・身体的要因

**P:** 精神的・心理的要因

**S:** 社会環境的要因

相互に関連し合い、複合的に作用し困難をもたらしている

# 1 現代におけるソーシャルワークとは

ソーシャルワーク実践が、人と環境の相互作用に注目し、目の前の状況を包括的に把握することを志向するものであるとの理解



**BPSモデル**

ソーシャルワークにおける対象理解の基本的視角

# 1 現代におけるソーシャルワークとは

1990年代以降に確立した現在のソーシャルワークの理論構造と機能の体系

👉 ジェネラリスト・ソーシャルワーク



- 社会福祉士の価値・知識・技術の基盤を提供
- 社会福祉士はジェネラリスト・ソーシャルワークの実践者として養成され、それを実践する者
- 人と環境の相互作用

# 1 現代におけるソーシャルワークとは

## (2) ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと 解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

# 1 現代におけるソーシャルワークとは

## (3) ソーシャルワーク実践における ミクロ・メゾ・マクロの連関

### ソーシャルワーク実践

個人・家族を対象としたミクロレベルの実践のみならず、コミュニティや組織などを対象とするメゾレベル、社会資源開発や政策提案といったソーシャルアクションを含むマクロレベルの実践までを射程に入れている

 **3つのレベルは相互に連関**

 テキスト p.34の図

## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### (1) ソーシャルワーク実習の目的と意義

#### ✦ ソーシャルワーク実習の位置づけ

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士を養成するための教育課程における要となる科目(教育機会)

☞ ソーシャルワーク実践を体現している社会福祉士  
＝実習指導者の指導を受けながら実践的に学ぶ

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の養成という明確な目標志向性をもっている

☞ 単なる実践現場の見学や体験学習、ボランティアの延長や個人的な興味・関心に基づく社会経験を積む機会ではない



## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### ソーシャルワーク実習とは…

「社会福祉士養成課程がソーシャルワーク専門職養成を志向した教育として展開されるならば、その一部である『ソーシャルワーク実習』は、学生が一定の専門的水準を有するソーシャルワーク実践の現場に身を置くことによって（臨床参加型）、実習先である施設・機関等の理解、組織内の社会福祉士の位置・役割の理解を含めつつ、そこで展開される実践行動（performance）を現場の実践過程と照合することで、事前の学びを踏まえた価値・知識・技術の総体としてのソーシャルワークの実践能力（competence）の獲得を目指すものである（目標志向型）。」

## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### ソーシャルワーク実習の意義

(日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」より)

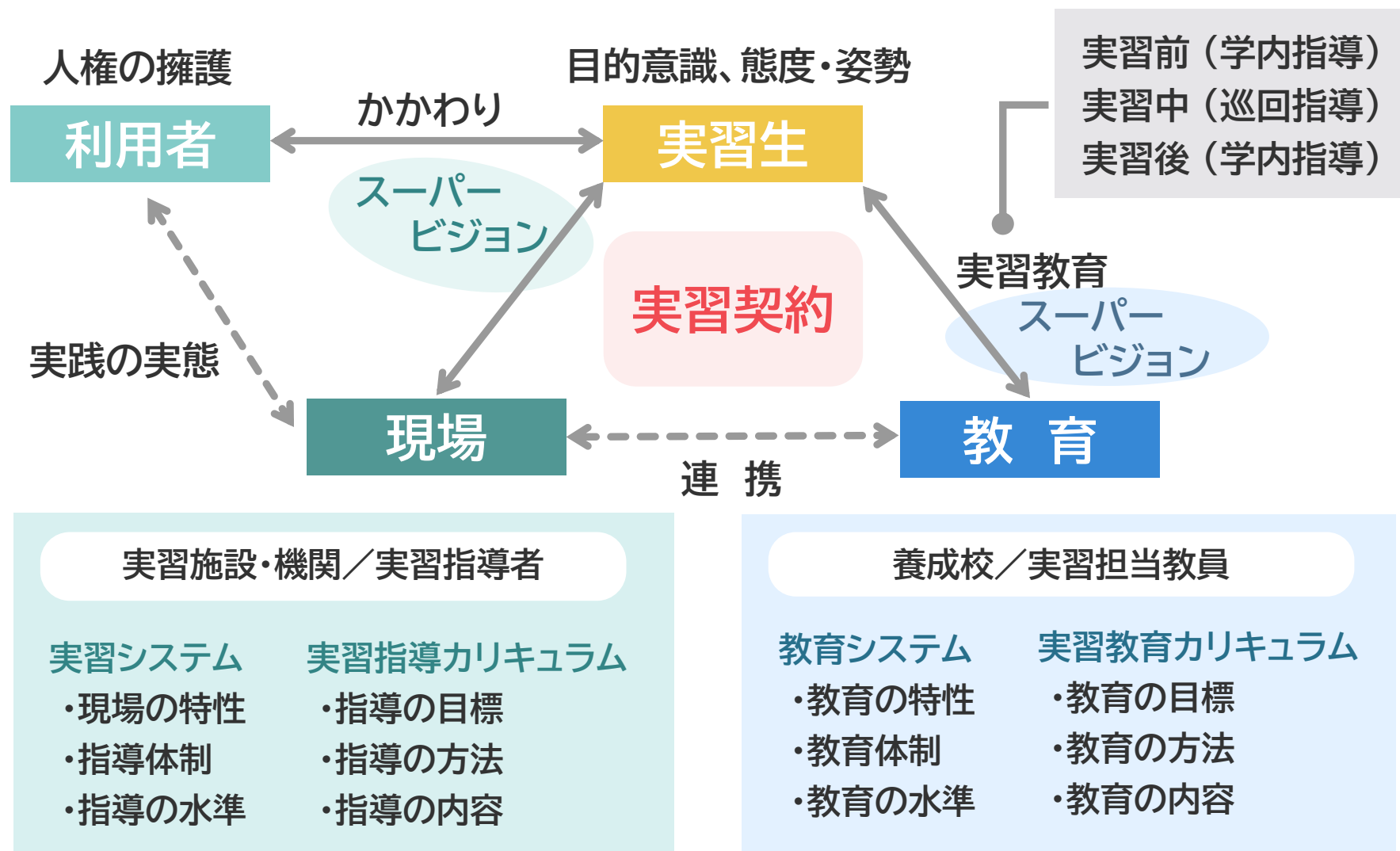
1 「実践の学問」という特徴をもつ社会福祉学の学びは、ソーシャルワークの実践及び実践現場との関係を抜きには成り立たない。

2 実習は社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践を統合的に学ぶ機会となる。

3 ソーシャルワークの方法や技術も、講義や演習だけで学べるものではなく、現任のソーシャルワーカーの動きから、また自らが現場に身を置くことで実践的・経験的に習得できるものである。

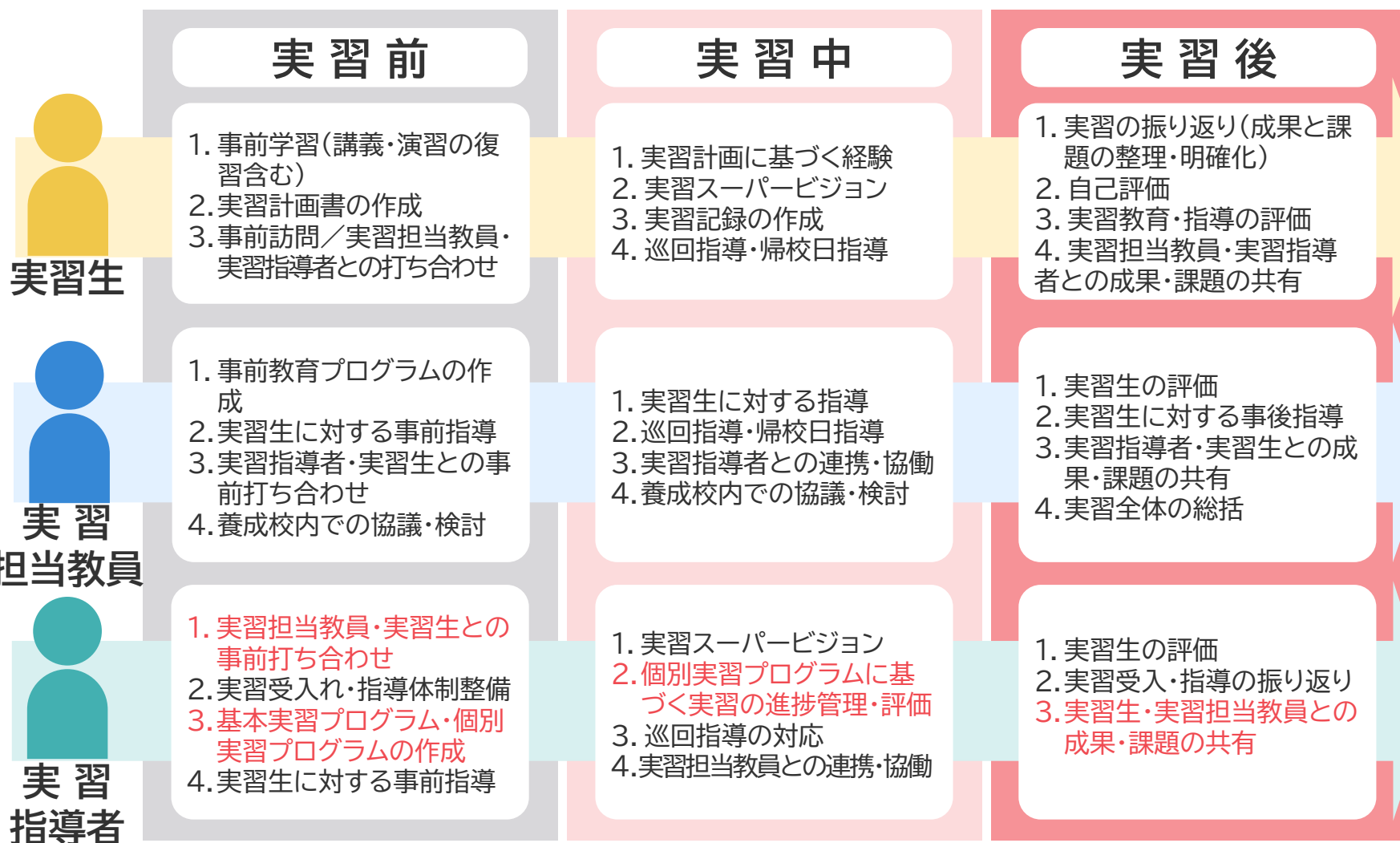
## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### (2) 実習における「実習指導者」「実習担当教員」「実習生」



## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### ソーシャルワーク実習前・中・後における三者の役割





1ヶ所目と2ヶ所目の実習施設・機関の橋渡しの役割



**調整機能を発揮する必要**

**実習担当教員**



**組織内に実習受け入れ体制(実習マネジメント体制)を構築**



基本実習プログラムを作成／実習スーパーバイザーの役割

**実習指導者**



モチベーションも含め一定のレディネスを備えておく必要



実習中はスーパーバイザーの役割を遂行

**学生(実習生)**

## 2 ソーシャルワーク実習の目的・意義・構造

### 実習における個人情報の取り扱いに関するルール

- ① 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)
- ③ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日、同年5月30日適用、令和2年10月一部改正)
- ④ 社会福祉士法
- ⑤ 社会福祉士の倫理綱領
- ⑥ ソーシャルワーク実習契約書・合意書・指針(モデル様式)

#### Point

実習生の個人情報の取り扱いも適切に行う必要性

### 3 実習指導者である社会福祉士に求められる役割

#### 実習指導者の役割を考える際の前提

**1** 実習教育は養成校と実習施設・機関との組織同士の連携・協働に基づいて行われる

**2** 実習指導者の4つの役割(次のスライドで説明)は基本的に実習担当教員と共通している

 ①の条件

## 実習マネジメント

- 組織内マネジメント
- 対養成校及び他施設・機関マネジメント

## 実習プログラミング

### 実習プログラミング

- 基本実習プログラム
- 個別実習プログラム

## 4つの 役割

## 社会福祉士像の伝達

### 社会福祉士像の伝達

- ソーシャルワーク専門職である社会福祉士像
- 時代や社会の要請により応えられる社会福祉士像

## 実習スーパービジョン

### 実習スーパービジョン

- スーパーバイザー、スーパーバイジーが共に役割を遂行する
- 実習契約などの相互合意



## 4 実践現場にとっての実習受け入れの意義

### (1) 個人及び組織としてのソーシャルワーク実践力の向上

1

実習指導者が自身の実践を振り返ることにつながる

2

実習に伴い養成校(実習担当教員)と関わることで、自らのソーシャルワーク実践の改善・向上に有効な知識等のアップデートの機会となる

3

これは、結果的には組織としてのソーシャルワーク機能を高めることにもつながる

## 4 実践現場にとっての実習受け入れの意義

(2) 組織が提供する支援・サービスの質や事業の評価をする機会

1

実習生は第三者性を持って実習施設・機関に入ってくる存在といえる

2

実習指導者あるいは実習施設・機関が**自らの実践を実習生の視点を通して振り返ることができる**

3

より良い組織として適切な支援・サービスを提供し、事業・活動を展開していくことにつながる効果も想定できる

## 4 実践現場にとっての実習受け入れの意義

(3) 福祉サービス第三者評価に対応することで社会的責任を果たす

1

ソーシャルワーク実践の質や効果、法人組織のあり方に関する客観的評価の重要性はますます高まっている

2

「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」では、人材確保・育成が適切に行われているか、実習生の受け入れが適切な体制のもと効果的に行われているかを問う項目

3

効果的な実習指導体制や実習プログラムを準備するなどの対応を行うことが、**第三者評価においてより良い結果を得ることにつながる**

## 4 実践現場にとっての実習受け入れの意義

(4) スタッフや組織としての成長に加え人材確保にも  
つながる体制づくり

1

実習生に対する組織的かつ適切な実習指導体制（主にスーパービジョン体制）は、**OJTなど組織内で人材を育てる体制づくりに応用することが可能**

2

実習指導者をはじめとするスタッフがやりがいと誇りをもって働くことができる実践現場は、実習生にとっても魅力的に感じられる

3

実習生が「ここで働きたい」と感じる組織（環境）をつくることは、**将来的な人材確保にとっても有効**

ご清聴ありがとうございました。  
実習指導概論は以上で終了です。

お疲れさまでした。

